

資料 2-4

平成 25 年 5 月 24 日 (金)  
行政 管理 部 行政 管理 課

外郭団体における「市としての公益性の検証」について

高橋正人委員からの質問・意見等について

【(公財) 静岡産業振興協会】

◆行財政改革推進審議会に係る質問・意見等について



## 行財政改革推進審議会に係る質問・意見等について

### 【静岡産業振興協会】

#### ◆高橋正人委員からの質問・要望について

静岡市産学交流センターと中小企業支援センターの運営に関して、以下の質問をさせていただきます。

(1) 産学交流センターにおいて中小企業支援センターが設置されている旨説明がなされていますが(勉強会資料2頁(3))、指定管理者としての事業と中小企業支援法の指定法人としての事業が対外的にわかりにくいのではないかと思います(産学交流センター B-nest のHPを拝見させていただきましたが、同様の疑問を持ちました)。

#### 《回答》

中小企業支援法は「国等が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もって中小企業の振興に寄与すること」を目的としています。

また、静岡市産学交流センター条例においては、「起業しようとする個人及び団体並びに中小企業の創造的な事業活動を支援し、次世代の産業を担う人材を育成するとともに、大学その他の教育研究機関の知的資産を産業経済の分野で活用し、及び高度で専門的な職業能力を有する人材を育成するための環境を整備することにより、市の産業経済の活性化を図り、もって豊かな地域社会の形成に寄与するため」産学交流センターを設置しております。

それぞれが行っている事業は、上記法令及び条例に基づき、「指定管理者としての事業」と「中小企業支援法の指定法人として行う事業」として整理し、実施しております。

しかしながら、両施設とも、本市の中小企業支援や経済活性化のために設置されているもので、目的は同じであるため、利用者にとっては、「どちらの事業であるか」という点や、「どちらの施設に相談に行けばよいのか」という点はあまり関係なく、区分するよりも、むしろ利用者のニーズに幅広く対応することが出来る現在の体制が必要と考えております。(静岡市産業政策課)

(2) 中小企業支援法7条2項の「特定支援事業及」の解釈及び勉強会資料2頁(3)の説明からすると、指定管理者としてではなく、中小企業支援法の指定法人としての事業(＝勉強会資料29頁以下の中小企業支援センター事業)として整理した方がよいのではないかと思える事業があります。

- ① 勉強会資料22頁の「イ 起業者支援事業」
- ② 同23頁の「ウ マーケティング支援事業」

《回答》

静岡市産学交流センターは、起業・創業の支援や次世代の産業を担う人材の育成を目的に平成16年9月に開館し、起業相談窓口、マーケティング支援講座などの事業を実施しております。

また、平成17年4月1日に静岡市が中小企業支援法施行令第2条の指定する市になったことを受け、中小企業支援法第7条1項の規定に基づき、協会を指定法人として指名しました。中小企業支援センターでは、中小企業支援法第4条第1項の規定に基づき、毎年度経済産業省(関東経済産業局)に提出している「静岡市中小企業支援計画」に各施設の事業を記載しており、それに基づき中小企業支援センターの事業を実施しております。

ご指摘の事業については、中小企業支援法の指定法人としての事業としても整理することは可能と考えておりますが、それらの事業は、産業振興協会が中小企業支援法の指定法人に指定される以前から、指定管理者としての事業(産学交流センターの事業)として行っているため、指定管理者としての事業(産学交流センターの事業)として整理しているところです。(静岡市産業政策課)

(3) 「中小企業支援センター」が1箇所に固定されることで、中小企業支援法に基づく支援事業が産学交流センター以外において受けられないという制度上のデメリットになっているのではないのでしょうか。

本来、利用者の利便性からすると、ツイソムッセ(駿河区)と産学交流センター(葵区)において協会独自の会場産業支援事業(勉強会資料17頁以下)と中小企業支援センター事業(勉強会資料29頁以下)の両方の支援事業が行われることで、利用者への利便性が増加し、制度の重複も解消されると思われます。

(本来、「中小企業支援法」において規定すべき事項を、経済産業省令である

「中小企業等指導基準の実施に関する基準を定める省令（支援センターは2条）」に委ねており、国の法令によって制約されていることは理解できますが、望ましい規定の仕方とはいえません）

《回答》

「中小企業等指導基準の実施に関する基準を定める省令」第2条には中小企業支援センターは、「中小企業に関する施策を実施する各機関との有機的な連携及び中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力を積極的に行うことにより、中小企業支援事業の実施体制の中心として機能するよう必要な措置を講じなければならない。」と規定しており、SOHOLずおかやクリエーター支援センター、清水産業・情報プラザ等と連携し、全市的産業支援拠点と位置付けている産学交流センターに中小企業支援センターを配置しています。ご指摘の事項については、ツインメッセの特性や職員配置等を鑑み今後検討していくものとします。（静岡市産業政策課）

